

弁護士が
解説する

薬機法・景表法・特商法の 基礎 & 特商法改正セミナー 【セミナーテキストサンプル版】



セミナーテキストサンプルの説明

セミナーテキストサンプルとは

弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所は年に4回、弊所主催のセミナーを開催しております。弊所へのご相談者含め様々な方から

- ・ 過去開催セミナーが気になる！
- ・ どんな内容のセミナーを開催しているか知りたい

などのお声を頂戴しておりましたので、セミナーテキストの一部を抜粋したサンプルテキストを公開しております。

※セミナーでは目次に記載している内容全ての解説を行いました。

本セミナーテキストサンプルは2022年6月に開催いたしました、

「弁護士が解説する薬機法・景表法・特商法の基礎&特商法改正」セミナーのテキストのサンプルテキストになります。

今後のセミナー参加を検討するにあたっての一助になりますと幸いです。

目次

1.はじめに

2.薬機法

2-1薬機法とは

2-2薬機法における注意すべきポイント

2-3化粧品・医薬部外品・薬用化粧品とは

2-4化粧品の効果効能

2-5違反時の罰則

2-6改正薬機法のポイント

2-7薬機法違反事例

3.景品表示法

3-1景品表示法とは

3-2景表法の適用対象

3-3違反時の措置

3-4景表法違反事例

3-5アフィリエイトサイトについての対策

4.特定商取引法【基礎】

4-1特定商取引法とは

4-2特商法の規制対象

4-3近年のEC業界

5.特定商取引法【改正ポイント】

5-1通信販売の定期購入に対する規制の概要

5-2定期購入契約の主な内容とは

5-3特商法違反事例

6.事前に頂いていた質問への回答

7.当事務所のサービスのご案内

セミナーでは全てのコンテンツに触れ、
当事務所の弁護士が解説を行いました。

2.薬機法

2.薬機法

薬機法とは

医薬品・医療機器等の品質、**有効性**
及び**安全性の確保**等に関する法律

2.薬機法

薬機法とは

医薬品・医療機器等の品質、**有効性及び安全性の確保**等に関する法律

医薬品

医薬部外品

化粧品

医療機器

再生医療等製品

目的

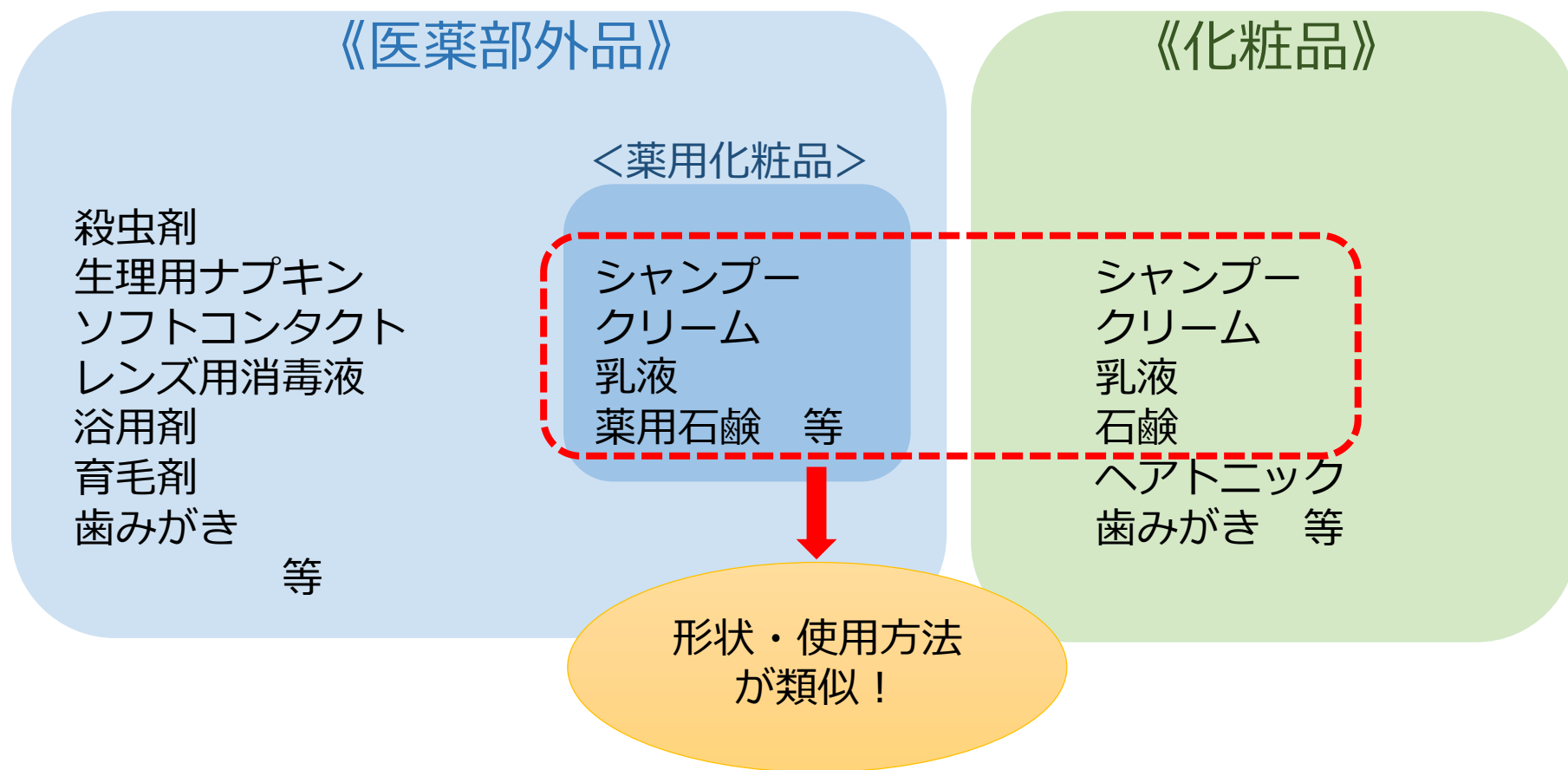
これらの①品質、②有効性、③安全性を確保するために
必要な規制を定めて、保健衛生の向上を図ること

規制対象：

- ・ 上記 5 つの製品の、製造、輸入、販売、広告を行う会社
- ※健康食品や雑貨の、製造、輸入、販売、広告を行う会社も
規制対象になりうる！

2.薬機法

化粧品・医薬部外品・薬用化粧品とは？



2.薬機法

薬機法違反事例

【2020年3月の書類送検の事例】

◆概要

「新型コロナウイルスの増殖を抑える」という効能があるかのように装って、サプリメントを宣伝した健康食品販売会社の社長、社員、法人が薬機法の未承認医薬品の広告等で書類送検された。

◆ポイント

- ・ウイルスの増殖を抑える≡疾病の治療又は予防
 - 医薬品的効能効果
 - 未承認医薬品等の広告（68条）に該当

3.景品表示法

不当景品類及び不当表示防止法

3.景品表示法

景品表示法とは

不当景品類及び不当表示防止法を指す

①不当表示の禁止

②景品類の制限及び禁止

目的

商品とサービスの取引に関連する
①不当表示と②景品類による顧客の誘引を防止
→一般消費者の利益を保護すること

規制対象：「事業者」＝商業、工業、金融業その他の事業を行う者

3.景品表示法

景表法違反事例

【令和4年6月1日 沖縄県の健康食品販売会社に対し景表法違反】



血液サラサラ



アトピー性皮膚炎



しみ・しわ解消



花粉症・鼻炎にも

3.景品表示法

景品表示法の適用対象

第5条第1項（不当な表示の禁止）

「事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について」、不当な表示をしてはならない。

➡ 主体は「商品や役務を提供する事業者」に限定

➡ ・アフィリエイトター、ASP→×
・商品の販売事業者、役務の提供事業者→○



4.特定商取引法とは【基礎編】

4.特定商取引法とは【基礎編】

特定商取引法とは？

- ①訪問販売や電話勧誘販売、通信販売等の消費者トラブルの生じやすい特定の取引類型（特定の取引類型）を対象に、
- ②事業者の法定書面の交付義務や不当な勧誘販売の禁止などのルール（行政規制）を定めるとともに、
- ③消費者にクーリング・オフの権利を与えるなどの消費者に有利な民事上のルールを定めた法律

4.特定商取引法とは【基礎編】

特商法の規制対象となる取引類型（7 類型）

①訪問販売

②電話勧誘販売

③通信販売

④特定継続的役務提供

⑤連鎖販売取引

⑥業務提供誘因販売取引

⑦訪問購入

商品販売だけでなく
役務提供も含む

不意打ち的な販売勧誘

情報源が広告に限定

長期・高額負担の取引

ビジネスに不慣れな個人が対象

消費者が求めないのに購入勧誘

5. 特定商取引法とは【改正ポイント】

5.特定商取引法とは【改正ポイント】

通信販売の定期購入に対する規制の概要

①広告への表示の義務付け

定期購入である旨、金額、契約期間その他の販売条件の表示が義務付けられている。

②注文最終確認画面における表示の義務付け

- ・ 定期購入契約の**主な内容**が全て表示されていなければならない。
- ・ 定期購入契約の**主な内容**を確認した上で、容易に訂正できるようにしなければならない。

5.特定商取引法とは【改正ポイント】

特商法違反事例

事例①

贅沢おまとめコース

3ヵ月通常価格 ~~9,160円~~ (税抜) 送料 無料

通常より **1,180円** お得!!

7,980円 (税抜)

10人に8人が変更しています!

いますぐ
「贅沢おまとめコース」に参加する

参加する、というだけでは、
定期購入契約の申込みであることが
わかりにくいためNG

出典

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms203_210716_01.pdf

7.当事務所のサービスのご案内

7.当事務所のサービスのご案内

サービス	料金	内容
広告審査サービス	11,000円(税込)～ ※A4版・1枚	主に薬機法、景表法の観点から御社の <u>広告物を審査</u> します。当事務所に蓄積された過去のご相談事例等から問題のある表現についてリスクを4段階で評価し、さらに <u>適切な表現をご提案</u> します。 ※5枚以上をご依頼いただく場合は、ライトプラン（月額55,000円）でA4版・10枚のチェックを含むため、顧問契約をお勧めしております。
利用規約・契約書等の作成・チェック	110,000円(税込)～	ECサイトをはじめとするWebサイトにて、利用規約・プライバシーポリシーは必須となっています。当事務所では、契約書など各種書面作成に精通した弁護士が <u>トラブルを未然に防ぐためのサポート</u> をいたします。なお、定期的に契約書等のリーガルチェックをご希望される企業におかれましては、顧問弁護士制度の活用をお勧めいたします。
内製化サポート	330,000円(税込)～	広告審査業務の現状・課題のヒアリングを実施し、ヒアリング内容を基に <u>広告審査業務マニュアル（NG集）の作成及び社内セミナー（広告担当者／担当事業部向け）を実施</u> いたします。
スタートアップ支援	330,000円(税込)～	新規に事業を立ち上げる場合、もしくは新しい商品・サービスを展開する際に必要な手続き、適法な広告チェックサポートを実施しております。 当事務所は、 <u>法的リスクに配慮したスタートアップのご支援</u> をいたします。

当事務所へのご相談・お問い合わせはこちらから

丸の内ソレイユ法律事務所問い合わせフォーム：<https://www.health-beauty-soleil.jp/contact/>

お問い合わせフォーム▶▶

